

別記第二十二号の三様式（第十五条の二関係）（平7法省令60・全改、平21法省令49・平23法省令43・一部改正）

日本国政府法務省 (表)		番 号
数 次 乗 員 上 陸 許 可 書		写 真
氏 名		
生年月日	男 女	
国籍・地域		
旅券又は乗員手帳の番号		
運送業者又は船舶の名称		
有効期間 発行日から1年間	上陸期間 航空機の乗員：15日以内 船舶の乗員：上記船舶が本邦にある間	
発行日	入国審査官	

(注) 縦50ミリメートル，横83ミリメートルとする。

(裏)

官 用 欄
(1) 上陸中はこの許可書及び旅券又は乗員手帳を常に携帯し、権限のある官憲に要求された場合には、これを提示しなければなりません。
(2) 記載事項に変更が生じた場合には、入国審査官に報告しなければなりません。
(3) 有効期間が切れた場合及び本許可が取り消された場合には、入国審査官に返還しなければなりません。
(4) 本許可により「運送業者又は船舶の名称」欄に記載されている運送業者に属する航空機以外の航空機の乗員又は同欄に記載されている船舶以外の船舶の乗員として上陸することはできません。 この場合は別途上陸許可を受けなければなりません。